



金 沢 市 公 報

号外第16号の2

平成30年(2018年)6月26日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次	ページ	○金沢市生活保護法施行細則の一部を改正する規則	(生活支援課)	1
●規 則		○金沢市外国人高齢者福祉手当支給規則及び金沢市外国人障害者福祉手当支給規則の一部を改正する規則	(長寿福祉課)	3
○金沢市社会福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則	(福祉総務課)	1		

規 則

金沢市社会福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月26日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第46号

金沢市社会福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則

金沢市社会福祉事務所長委任規則(昭和36年規則第38号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第55条の4第2項」の次に「(同法第55条の5第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第1号中タをチとし、サからソまでをシからタまでとし、同号コ中「第55条の5」を「第55条の6」に改め、同コを同号サとし、同号ケの次に次のように加える。

コ 法第55条の5第1項に規定する進学準備給付金の支給の決定に関すること。

第1条第1号の2中「、コ及びセ」を「からサまで及びソ」に改め、「就労自立給付金」の次に「及び進学準備給付金」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月26日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第47号

金沢市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

金沢市生活保護法施行細則(平成8年規則第57号)の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「(趣旨)」を付する。

第2条に見出しとして「(保護の実施の通知)」を付する。

第3条に見出しとして「(生活保護法による保護開始申請書等)」を付する。

第4条に見出しとして「(保護決定通知書等)」を付する。

第5条に見出しとして「(保護停止決定通知書等)」を付する。

第6条に見出しとして「(保護施設設置認可申請書等)」を付する。

第7条に見出しとして「(保護施設休止認可申請書等)」を付する。

第8条に見出しとして「(被保護者状況変動届出書)」を付し、同条中「被保護者状況変動届」を「被保護者状況変動届出書」に改める。

第9条に見出しとして「(就労自立給付金申請書等)」を付する。

第10条に見出しとして「(雑則)」を付し、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(進学準備給付金申請書等)

第10条 省令第18条の9第1項の規定による進学準備給付金の支給の申請は、進学準備給付金申請書（様式第16号）によるものとする。

2 法第55条の5第1項の規定による進学準備給付金の支給の決定の通知は、進学準備給付金支給決定通知書（様式第17号）によるものとする。

様式第15号の次に次の2様式を加える。

様式第16号（第10条関係）

年 月 日

進学準備給付金申請書

（宛先）金沢市長

申請者 住所又は居所
（大学等に進学する者）

氏名 ⑩

次のとおり、進学準備給付金の支給について関係書類を添えて申請します。

1 世帯主の氏名

2 大学等に進学する者の生年月日 年 月 日

3 進学先

学校名

4 進学後の居住先（該当する□にレ印を付けてください。）

大学等進学前の住宅と同じ

転居により大学等進学前と異なる住居に居住（居住（予定）地を記載してください。）

居住（予定）地

5 関係書類

(1) 入学手続に着手していることが確認できる書類として、次のいずれか

・ 入学金を納付したことを証明する書類の写し

・ 入学金の延納（進学後に納付すること）を申請した書類の写し

・ 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し

(2) 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し

(3) その他支給決定に当たり必要な書類

※ 上記の書類を申請時に提出できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

6 進学準備給付金振込先（大学等に進学する者の口座に限ります。）

金 融 機 関 名

本 ・ 支 店 名

預 金 種 別

口 座 番 号

口座名義人（カナ）

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

様式第17号 (第10条関係)

年 月 日

様

金沢市長

印

進学準備給付金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった生活保護法による進学準備給付金について、次のとおり決定したので通知します。

1 支給の可否

2 支給額、支給日及び支給方法

支 給 額 円

支 給 日 年 月 日

支給方法

3 この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由

備考

- この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石川県知事に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - 審査請求があった日（行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は、70日）を経過しても裁決がないとき。
 - 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
- 進学準備給付金は、所得税や個人住民税は課されず、国税や地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市外国人高齢者福祉手当支給規則及び金沢市外国人障害者福祉手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月26日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第48号

金沢市外国人高齢者福祉手当支給規則及び金沢市外国人障害者福祉手当支給規則の一部を改正する規則
(金沢市外国人高齢者福祉手当支給規則の一部改正)

第1条 金沢市外国人高齢者福祉手当支給規則（平成7年規則第26号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

(金沢市外国人障害者福祉手当支給規則の一部改正)

第2条 金沢市外国人障害者福祉手当支給規則(平成8年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第9条中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の金沢市外国人高齢者福祉手当支給規則第9条第1項の規定は、平成31年4月以後の月分の同項の規定による外国人高齢者福祉手当の支給の停止について適用し、同年3月以前の月分の当該外国人高齢者福祉手当の支給の停止については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の金沢市外国人障害者福祉手当支給規則第9条の規定は、平成31年4月以後の月分の同条の規定による外国人障害者福祉手当の支給の停止について適用し、同年3月以前の月分の当該外国人障害者福祉手当の支給の停止については、なお従前の例による。

平成30年(2018年)6月26日 印刷

平成30年(2018年)6月26日 発行

定価 120円

発行人

発行所

印刷所

石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄